

角田市放課後児童クラブ運営業務プロポーザル評価基準

1 基本的な考え方

提案者の提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するために、企画提案面、経営及び価格面の観点で評価する。受託候補者の決定に当たっては、委員ごとに、総合評価点による参加業者の順位付けを行い、その順位に基づく順位点の合計値で、候補者を選定することとする。

なお、評価は「角田市放課後児童クラブ運営業務プロポーザル事業者選定審査会」（以下「選定審査会」という。）により行う。

2 評価の方法及び受託候補者の選定方法

(1) 「企画提案」の評価点（以下「提案評価点」という。）、「経営評価点」及び「価格評価点」の得点配分は、12：1：1とし、それぞれ120点満点、10点満点、10点満点の合計140点満点とする。

(2) 選定委員2人以上が「提案評価点」の6割である最低基準点（72点）に満たない採点をした提案者は順位付けの対象外とし、選定委員ごとに経営評価点及び価格評価点を加えた合計点数が高い提案者順に順位をつける。

また、同点の場合は上位順位で同順位とする。

① 「提案評価点」の算出方法

ア 別紙「角田市放課後児童クラブ運営業務プロポーザル評価表」に基づき、配点は次のとおりとする。

提案の評価	配 点	
	10点	5点
非常に優れた提案	10点	5点
優れた提案	8点	4点
標準的な提案	6点	3点
やや低い水準の提案	4点	2点
低い水準の提案	2点	1点

イ 提案書の項目ごとに各委員のつけた評価の合計を計算する。

② 「経営評価点」の算出方法

別紙「角田市放課後児童クラブ運営業務プロポーザル評価表」に基づき、配点は次のとおりとする。

【 優良：10点、準優良：8点、良：6点、普通：4点、不良：2点 】

③ 「価格評価点」の算出方法

ア 提案見積額が見積限度額（別紙「角田市放課後児童クラブ運営業務プロポーザル実施要領」2(4)）の範囲内の場合のみ、次の評価点を付与するものとし、提案見積額が見積限度額を超過した場合は失格とする。

イ 最低提案見積価格に対する当該提案見積価格の割合より「価格評価点」を計算する。具体的には次の計算式となる。

価格評価点 = 10点 × 最低提案見積価格 / 当該提案見積価格

ウ 「価格評価点」の算出に当たっては、小数点以下切捨てで、整数点とする。

(3) (2)の順位結果を順位点に換算し、順位点の合計値が高い提案者を受託候補者として選定する。

【 1位：5点、2位：4点、3位：3点、4位：2点、5位：1点 】

(4) 順位点の合計値の高い提案者が2人以上あるとき（同点のとき）は、順位を1位とした委員数が多い提案者を選定する。

それでもなお同数の場合は、「提案見積価格」の低い提案者を選定する。

(5) 提案者が1者だった場合、選定委員2人以上が「提案評価点」の6割である最低基準点（72点）に満たない採点をした場合は、受託候補者として選定しない。